

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年 6 月 5 日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【電話番号】	03-6691-2017
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、2024年12月5日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（略）

戦略のポイント

1. 米国の銀行に投資します

- ①基軸通貨米ドルの発行国であり、世界最大の経済規模を有する米国に投資します。
- ②リスクコントロールが改善し、利上げによる収益成長期待のある米国銀行株式へ投資します。
- ③住宅市場が改善から成長へ移行し、住宅ローンの増加、不良債権の減少が見込まれる米国銀行株式へ投資します。

2. 3つのインカム性収益を獲得する戦略を行います

- ①米国銀行株式に投資することで、配当性収益の獲得を目指します。
 - ②米国銀行株式のカバードコール戦略（株式現物の買いとコールオプション^{※1}の売りを行うこと）でオプションプレミアム^{※2}の獲得を目指します。
 - ③通貨カバードコール戦略（円に対する米ドルのコールオプション^{※1}の売りを行うこと）でオプションプレミアムの獲得を目指します。
- ※1 コールオプションとは、対象資産（このファンドでは米国銀行株式、通貨）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことが出来る権利をいいます。
- ※2 オプションプレミアムとは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

米国銀行株式およびコールオプションに関する運用は、UBS・ファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド[※]およびUBS銀行ロンドン支店が行います。

※ランタン・ストラクチャード・アセット・マネジメント・リミテッドは2022年8月の名称変更により社名が変わりました。

3. 米国銀行株式と為替の値上がり益を期待できる戦略です

- ①米国銀行株式のカバードコールは、投資している米国銀行株式の各銘柄の50%程度、通貨カバードコールは米ドル資産の60%程度とします。
 - ②株式現物は50%[※]、通貨は60%を基本とするバーシャルヘッジ（部分的なカバードコール）ですので、各銘柄の株価値上がり益、円に対する米ドルの値上がり益を期待できる戦略です。
- ※各銘柄の米国銀行株式を対象としたコールオプション売りは、流動性が少ない銘柄もありますので、全体では50%から大きくかい離することがあります。

米国銀行株式投資の狙い



世界の銀行の中で総資産が大きく規模のメリットを受けやすい銀行が多く、更に先進国の中で高い成長性を有する米国経済を背景とした銀行業の成長期待

人口増加による底堅い住宅ニーズが継続する中、住宅市場が改善から成長へ向かい、ローンの増加や不良債権の減少期待

金利上昇局面における預貸金利ザヤ拡大による利益拡大期待

伝統的な商業銀行や巨額な資産を管理する保管銀行（カストディ銀行）を中心とする安定した健全な銀行に投資

世界一の経済規模に裏打ちされた基軸通貨ドルへの投資

人口増加に支えられた住宅市場の成長が経済成長を牽引すると予想



出所：国連World Population Prospects2024よりカレラ AM 作成（2025年4月23日現在）



出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成（2025年4月23日現在）

人口増加やミレニウム世代の住宅ニーズから、住宅市場は改善から成長に移行し、米国のGDPの大部分を占める消費が回復トレンドに向かうと予想

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

先行する米国の金融規制改革

米国の金融規制の流れ

1929年 世界恐慌

1933年 グラス・スティーガル法

- ・商業銀行と投資銀行（証券会社）の分離
- ・リスクの大きな証券業務に商業銀行が関与することを禁止

1999年 グラス・スティーガル法廃止

- ・外国金融機関との競争、証券化商品の発達（業種の不明確化）などが廃止理由
- ・商業銀行が持株会社形態で証券業務参入

2008年9月 リーマンショック

- ・サブプライム問題が発端の金融危機発生
- ・5大投資銀行中3社が倒産・被吸収

2008年9月 リーマンショックを経て、規制緩和から再発防止のために規制強化へ

銀行の健全性強化（バーゼルⅢ）

- ・自己資本比率の強化
- ・レバレッジ比率規制
- ・流動性規制

モラルハザード防止（重要な金融機関の危機対応、再度公的資金を注入しないための方策）

- ・破綻処理の枠組整備
- ・資本の上乗せ
- ・破綻時の損失吸収

危機の再発防止に向けた規制強化

銀行から高リスク業務を隔離 ボルカー・ルール

金融市場の透明性・安定性の確保

- ・店頭デリバティブ
- ・レポ・証券貸借等

包括的金融規制改革法（ドッド・フランク法 2010年7月成立）
その内、第619条部分の銀行等の規制の改善がボルカー・ルールに相当

ボルカー・ルールの主な内容

- 1 銀行とその関連会社、銀行持株会社による自己勘定・トレーディングを原則禁止（国債等の取引、顧客勘定、ヘッジ目的等を除く）
- 2 ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドへの出資等を原則禁止（当該ファンドの受入出資金シェア3%以内かつTier1資本の3%以内の金額については許容）
法令遵守のために、コンプライアンス・プログラムの作成とトレーディング業務に関する定量的データの報告書

モデルポートフォリオ構築方法

- ・フィラデルフィア KBW 銀行株指数を参照して、モデルポートフォリオを構築
- ・マネーセンター・バンクと地方の主要金融機関銘柄で構成、各企業の構成比率は調整時価総額加重平均
- ・フィラデルフィア証券取引所に当該指数は取引が行われている

フィラデルフィアKBW銀行株指数

ブルームバーグコード：BKX Index 24銘柄 / 配当利回り 3.1%

米国銀行銘柄(全て米ドル建て)

採用銘柄群

ウェルズ・ファースト

JPモルガン

シティグループ

バンク・オブ・アメリカ

24銘柄を採用

出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成
(2025年3月末現在)

フィラデルフィア KBW 銀行株指数の推移



出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成
(2025年4月23日現在)

主要銘柄

銘柄	時価総額 (百万USD)	12ヵ月 配当利回り (%)	株価収益率 (PER,倍)	不良債権/ 総資産比率 (%)	S&P格付
JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	599,931	2.09	11.56	0.22	A
ウェルズ・ファースト	192,279	2.57	10.79	0.44	BBB+
ゴールドマン・サックス・グループ	162,075	2.27	14.35	0.25	BBB+
モルガン・スタンレー	168,961	3.33	15.12	0.07	A-
バンク・オブ・アメリカ	307,900	2.47	14.23	0.18	A-

出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成 (2025年4月23日現在)

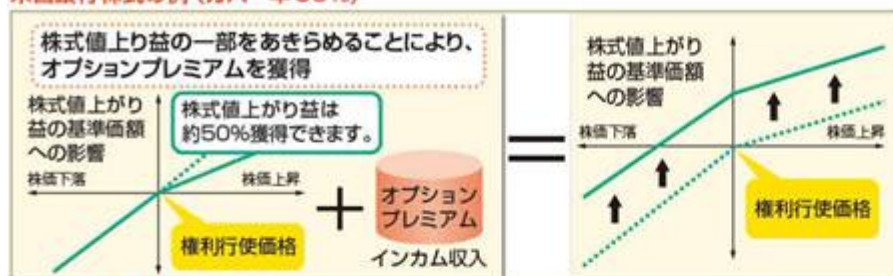
◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

戦略の解説

- ①米国銀行株式を実質的な投資対象とします。
- ②3つのインカム性収益を獲得する戦略を行います。
- ③米国銀行株式と為替の値上がり益を期待できる戦略です。

カバードコール戦略の基準価額への影響

米国銀行株式の例（カバー率50%）



※左記は当ファンドの戦略に対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。

※左記は米国銀行株式の資産に対し約50%の割合でカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

※市場流動性・環境により50%から大きく離れる場合もあります。

米ドル円の例（カバー率60%）

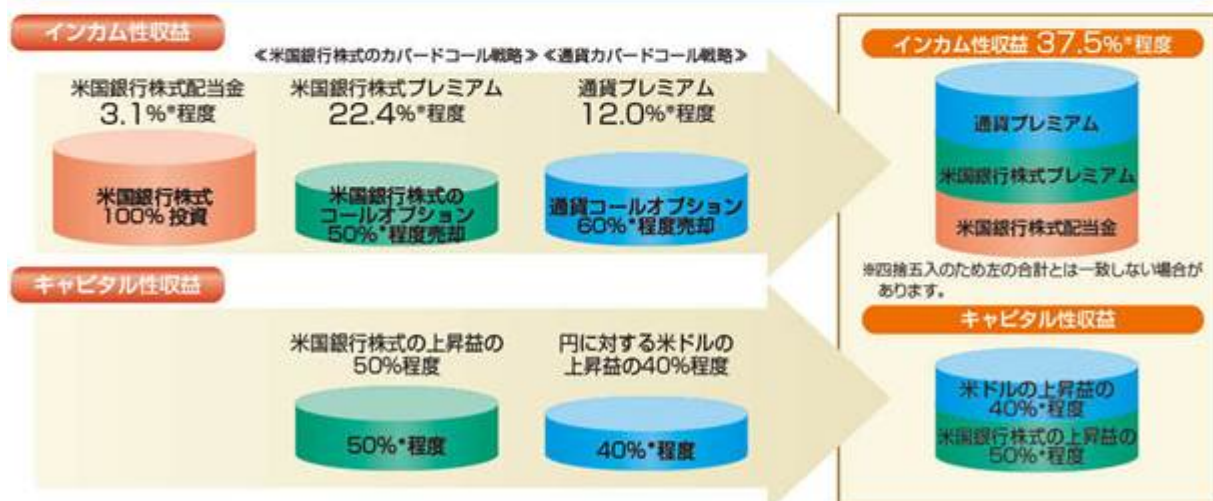


※左記は当ファンドの戦略に対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。

※左記は米ドルの資産に対し約60%の割合でカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

- 2種類のカバードコールはレバレッジをかけるためのオプション取引ではありません。
- 米国銀行株式の各銘柄および通貨の値上がりを100%抑えるわけではありません。

戦略と収益のイメージ（例）



出所：配当金、米国銀行株式プレミアム、通貨プレミアムは2025年3月12日時点のUBSグループ提供データを基に、概算値をカレラAM算定

- * 上記はイメージであり、各カバードコール戦略の比率は市場流動性・環境等により上記の数字から大きく離れる場合もあります。
- * 各カバードコール戦略によりオプションプレミアムの確保が期待できる一方、米国銀行株式の価格変動や為替レートの変動等により損失を被ることがあります。
- * インカム性収益は性格の異なる3つの収益の合計です。米国銀行株式投資、米国銀行株式のコールオプション、通貨コールオプションにはそれぞれ異なるリスクがあります。
- * 配当金・オプションプレミアムの水準はあくまで目安であり、実際の市場環境により変動します。また、インカム性収益は投資先ファンドにおける水準であり、当ファンドの分配率とは異なります。（収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおいて保有する米国銀行株式とその対価（通貨）に対する比率で、すべて年率です。また、手数料、取引コスト、税金等は考慮していません。）
- * 収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおける資料作成時点での収益率で、その後は資産規模に応じて変動します。そのため、当ファンドにより投資先ファンドの追加設定や解約が行われると、収益率が低下（希薄化）したり、上昇したりすることがあります。

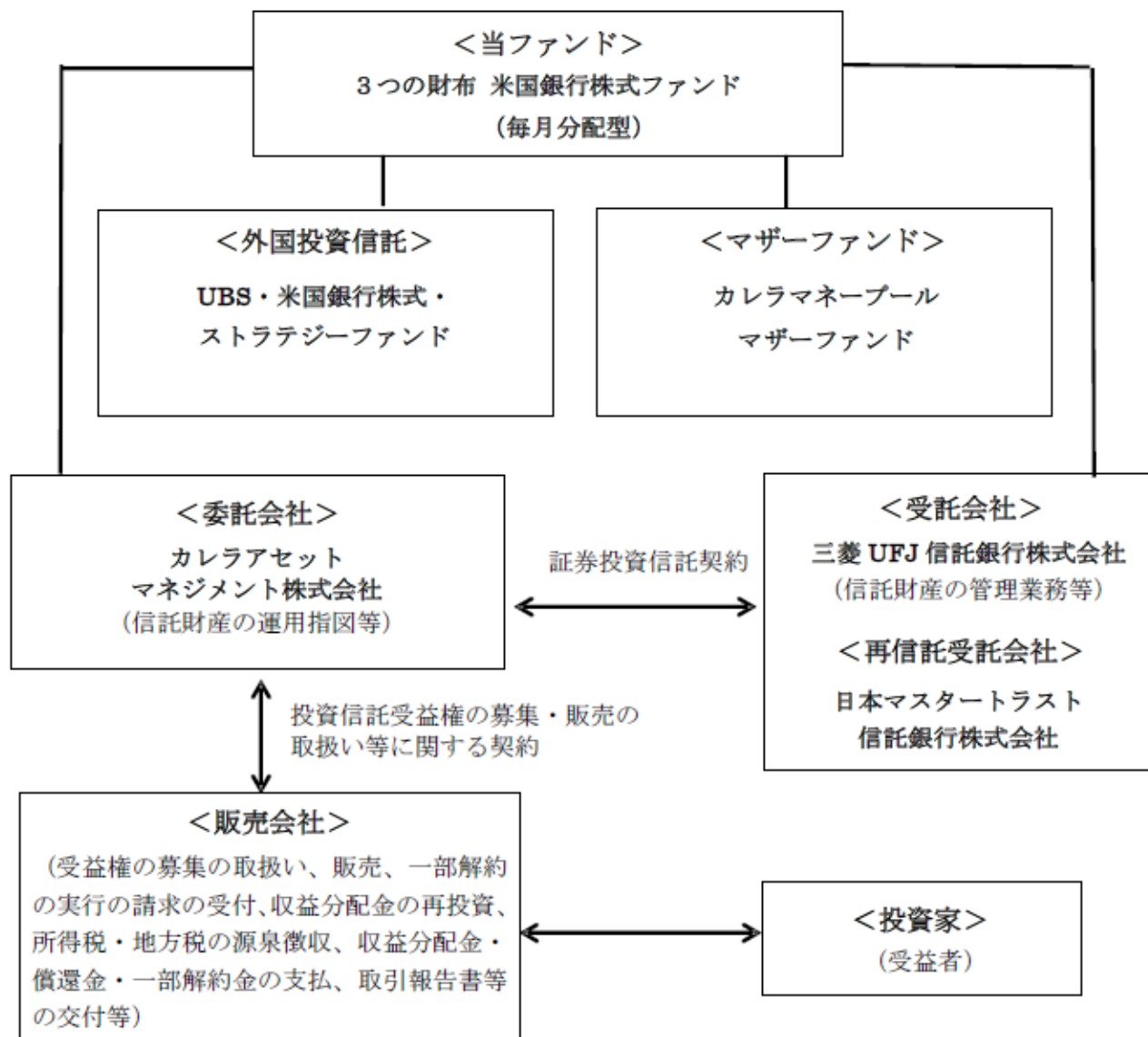
◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

（略）

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



(略)

委託会社の概況

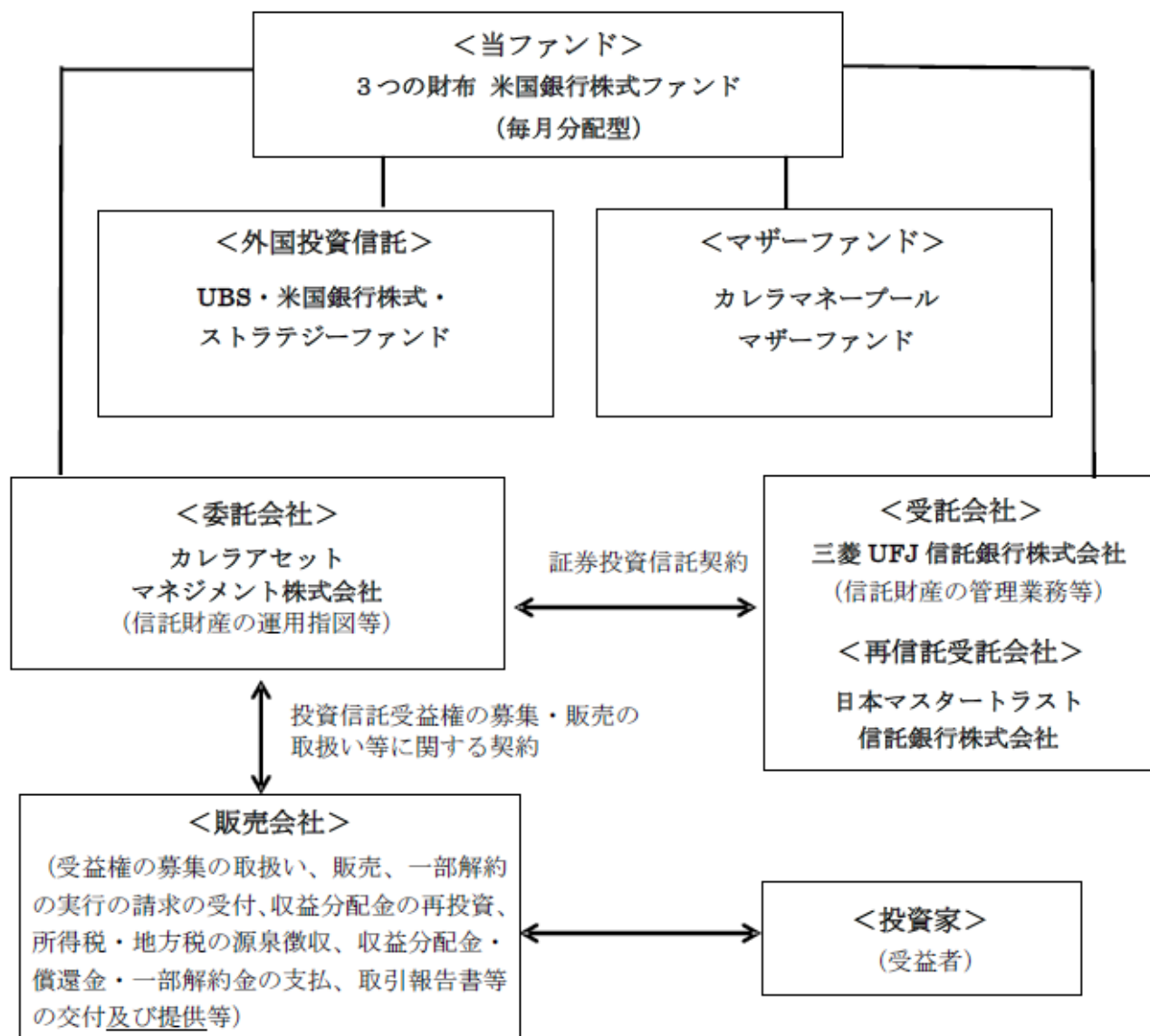
イ．資本金の額（2024年10月末日現在）

(略)

ハ．大株主の状況（2024年10月末日現在）

(略)

ファンドの仕組み



(略)

イ、資本金の額（2025年4月末日現在）

(略)

八．大株主の状況（2025年4月末日現在）

(略)

2【投資方針】

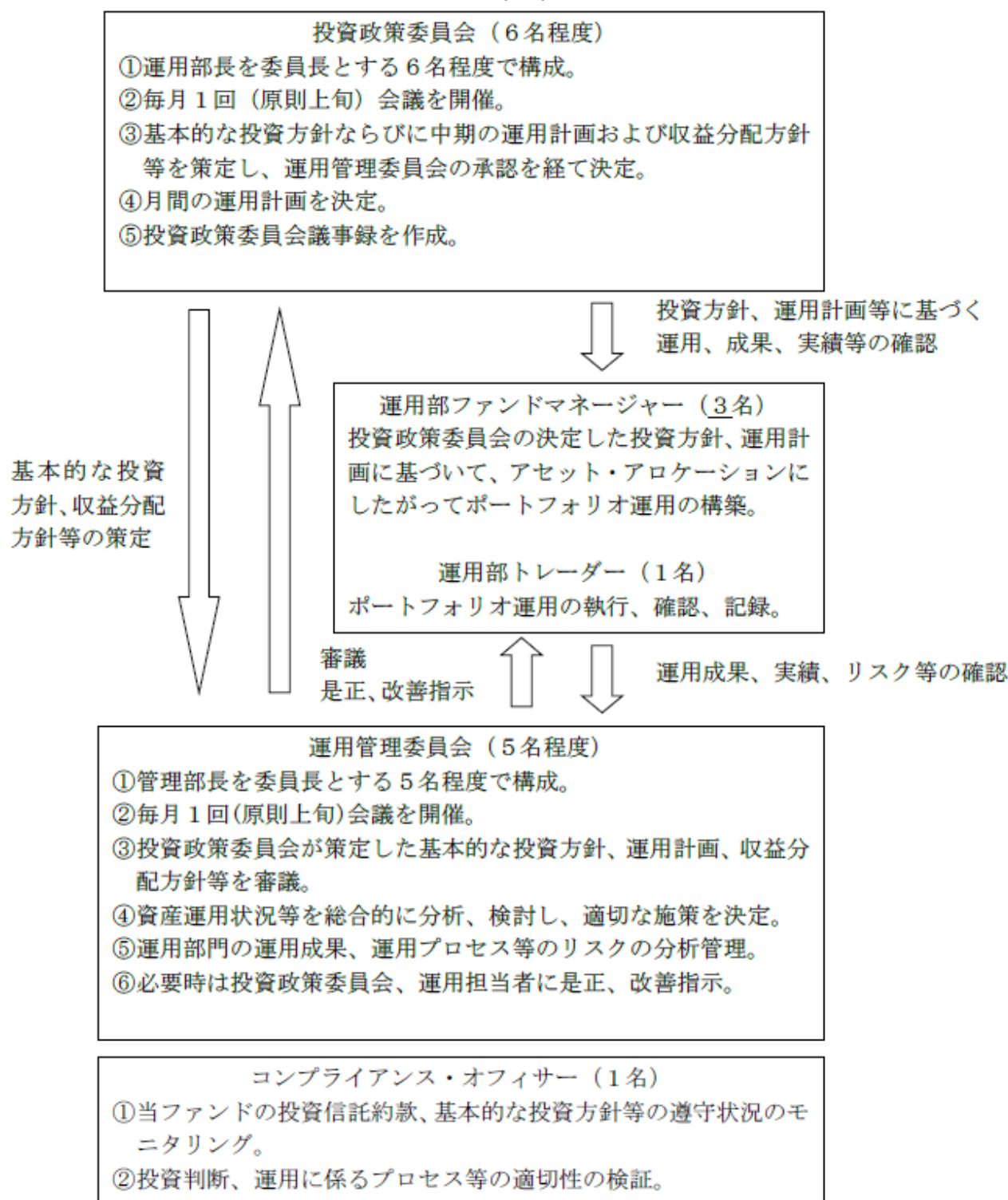
(3)【運用体制】

<訂正前>

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

(略)



内部管理体制

(略)

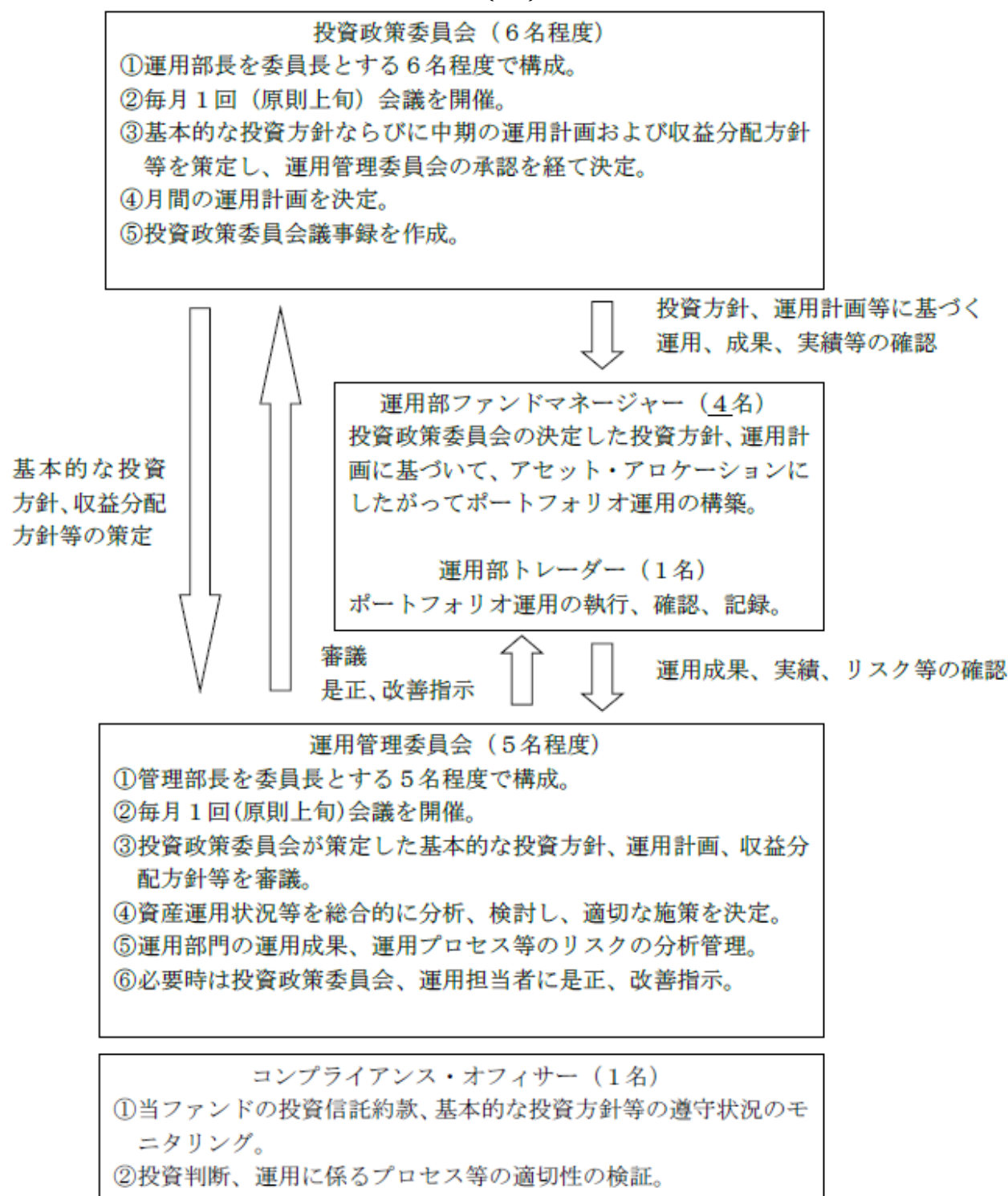
(注) 運用体制は2024年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

（略）



内部管理体制

（略）

（注）運用体制は2025年４月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

（３）リスク管理体制

<訂正前>

（略）

リスク管理担当部署等の概要

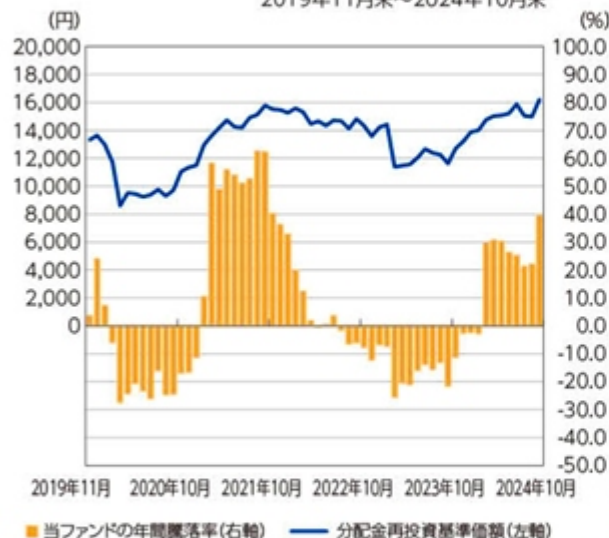
（略）

（注）投資リスクに対する管理体制は2024年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末



■当ファンドの年間騰落率(右軸) ■分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

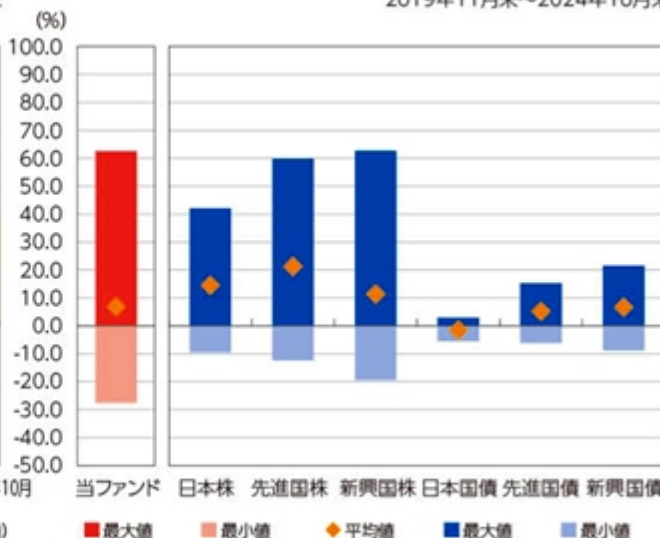
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2019年11月から2024年10月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2019年11月末～2024年10月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■最大値 ■最小値 ◆平均値 ■最大値 ■最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.9	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7
最大値	62.6	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△27.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株……MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債……NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

<訂正後>

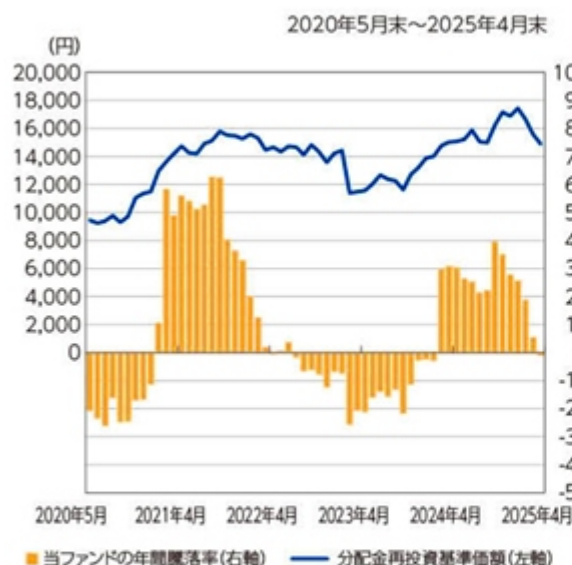
（略）

リスク管理担当部署等の概要

（略）

（注）投資リスクに対する管理体制は2025年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

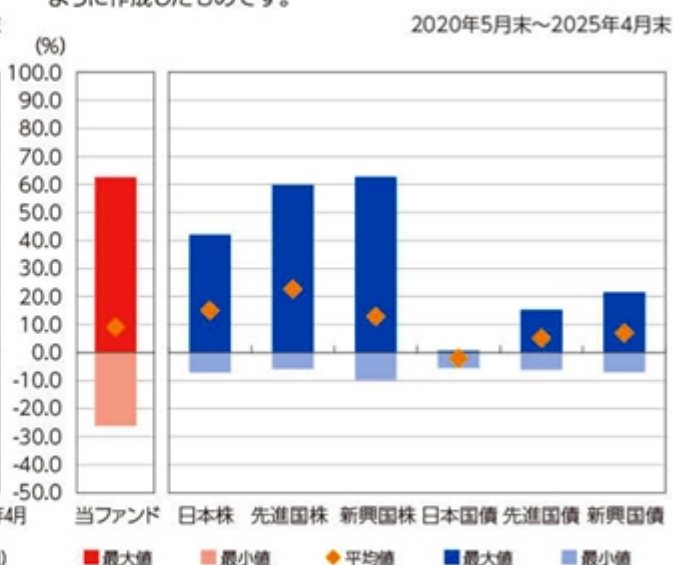
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2020年5月から2025年4月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
平均値	9.1	15.1	22.7	12.9	△2.0	5.2	7.0
最大値	62.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△26.1	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株……MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債……NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

(略)

<訂正前>

委託会社	年率0.5720%（税抜0.520%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.9900%（税抜0.900%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0319%（税抜0.029%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(略)

<訂正後>

委託会社	年率0.5720%（税抜0.520%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.9900%（税抜0.900%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0319%（税抜0.029%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(略)

(4)【その他の手数料等】

(略)

<訂正前>

4．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

(略)

<訂正後>

4．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷、交付及び提供等に係る費用

(略)

（５）【課税上の取扱い】

（略）

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

<訂正前>

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年3月6日～2024年9月5日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.56%	1.59%	0.97%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<訂正後>

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年9月6日～2025年3月5日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.58%	1.59%	0.99%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

「3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）」

(令和7年4月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,634,873,372	84.15
親投資信託受益証券	日本	9,904,219	0.22
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	-	674,458,299	15.61
合計(純資産総額)		4,319,235,890	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

(令和7年4月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイ マン	投資信託受益証券	UBS・米国銀行 株式・ストラテ ジーファンド	3,394,375.741	1,011.77	3,434,327,778	1,070.85	3,634,873,372	84.16
日本	親投資信託受益証券	カレラ マネーパール マザーファンド	9,971,025	0.9932	9,903,222	0.9933	9,904,219	0.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

(令和7年4月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	84.16
親投資信託受益証券	0.23
合計	84.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考 >

カレラ マネープール マザーファンド

（１）投資状況

(令和７年４月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	51,623,167	100.00
合計(純資産総額)		51,623,167	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位銘柄明細）

該当事項はありません。

（種類別投資比率）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

令和7年4月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末 (平成28年 3月7日)	7,371,846,413	7,547,132,484	0.8411	0.8611
第2特定期間末 (平成28年 9月5日)	7,075,741,678	7,234,416,562	0.7581	0.7751
第3特定期間末 (平成29年 3月6日)	9,037,677,593	9,251,587,449	0.8872	0.9082
第4特定期間末 (平成29年 9月5日)	9,192,403,594	9,299,326,333	0.7738	0.7828
第5特定期間末 (平成30年 3月5日)	9,982,150,607	10,082,862,092	0.7929	0.8009
第6特定期間末 (平成30年 9月5日)	10,198,493,542	10,290,509,398	0.7758	0.7828
第7特定期間末 (平成31年 3月5日)	8,591,440,815	8,674,303,416	0.6739	0.6804
第8特定期間末 (令和1年 9月5日)	7,248,057,713	7,308,898,230	0.5957	0.6007
第9特定期間末 (令和2年 3月5日)	6,250,251,282	6,312,706,938	0.5504	0.5559
第10特定期間末 (令和2年 9月7日)	5,155,317,086	5,208,078,369	0.4397	0.4442
第11特定期間末 (令和3年 3月5日)	6,189,291,013	6,223,053,253	0.5500	0.5530
第12特定期間末 (令和3年 9月6日)	6,700,067,151	6,734,121,069	0.5902	0.5932
第13特定期間末 (令和4年 3月7日)	6,607,643,527	6,642,135,083	0.5747	0.5777
第14特定期間末 (令和4年 9月5日)	6,295,006,622	6,335,015,187	0.5507	0.5542
第15特定期間末 (令和5年 3月6日)	5,859,661,969	5,904,426,011	0.5236	0.5276
第16特定期間末 (令和5年 9月5日)	4,693,424,352	4,725,960,376	0.4328	0.4358
第17特定期間末 (令和6年 3月5日)	4,829,340,081	4,859,932,043	0.4736	0.4766
第18特定期間末 (令和6年 9月5日)	4,711,277,462	4,745,735,209	0.4785	0.4820
第19特定期間末 (令和7年 3月5日)	4,695,718,369	4,729,183,184	0.4911	0.4946
令和6年 4月末日	5,029,867,208	-	0.4987	-
令和6年 5月末日	4,969,612,890	-	0.4975	-
令和6年 6月末日	4,959,384,838	-	0.4989	-
令和6年 7月末日	5,119,036,621	-	0.5175	-
令和6年 8月末日	4,794,202,475	-	0.4870	-
令和6年 9月末日	4,727,867,509	-	0.4814	-
令和6年 10月末日	5,014,574,681	-	0.5176	-

令和6年	11月末日	5,248,318,002	-	0.5431	-
令和6年	12月末日	5,100,013,515	-	0.5300	-
令和7年	1月末日	5,217,691,798	-	0.5436	-
令和7年	2月末日	4,927,873,167	-	0.5155	-
令和7年	3月末日	4,566,466,024	-	0.4785	-
令和7年	4月末日	4,319,235,890	-	0.4539	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間末 平成27年10月1日～平成28年3月7日	0.0930
第2特定期間末 平成28年3月8日～平成28年9月5日	0.1020
第3特定期間末 平成28年9月6日～平成29年3月6日	0.1050
第4特定期間末 平成29年3月7日～平成29年9月5日	0.0680
第5特定期間末 平成29年9月6日～平成30年3月5日	0.0510
第6特定期間末 平成30年3月6日～平成30年9月5日	0.0470
第7特定期間末 平成30年9月6日～平成31年3月5日	0.0400
第8特定期間末 平成31年3月6日～令和1年9月5日	0.0345
第9特定期間末 令和1年9月6日～令和2年3月5日	0.0350
第10特定期間末 令和2年3月6日～令和2年9月7日	0.0375
第11特定期間末 令和2年9月8日～令和3年3月5日	0.0230
第12特定期間末 令和3年3月6日～令和3年9月6日	0.0185
第13特定期間末 令和3年9月7日～令和4年3月7日	0.0210
第14特定期間末 令和4年3月8日～令和4年9月5日	0.0230
第15特定期間末 令和4年9月6日～令和5年3月6日	0.0230
第16特定期間末 令和5年3月7日～令和5年9月5日	0.0190
第17特定期間末 令和5年9月6日～令和6年3月5日	0.0165
第18特定期間末 令和6年3月6日～令和6年9月5日	0.0185
第19特定期間末 令和6年9月6日～令和7年3月5日	0.0230

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1特定期間末 平成27年10月1日～平成28年3月7日	6.6
第2特定期間末 平成28年3月8日～平成28年9月5日	2.3
第3特定期間末 平成28年9月6日～平成29年3月6日	30.9
第4特定期間末 平成29年3月7日～平成29年9月5日	5.1
第5特定期間末 平成29年9月6日～平成30年3月5日	9.1
第6特定期間末 平成30年3月6日～平成30年9月5日	3.8
第7特定期間末 平成30年9月6日～平成31年3月5日	8.0
第8特定期間末 平成31年3月6日～令和1年9月5日	6.5
第9特定期間末 令和1年9月6日～令和2年3月5日	1.7
第10特定期間末 令和2年3月6日～令和2年9月7日	13.3
第11特定期間末 令和2年9月8日～令和3年3月5日	30.3
第12特定期間末 令和3年3月6日～令和3年9月6日	10.7
第13特定期間末 令和3年9月7日～令和4年3月7日	0.9
第14特定期間末 令和4年3月8日～令和4年9月5日	0.2
第15特定期間末 令和4年9月6日～令和5年3月6日	0.7
第16特定期間末 令和5年3月7日～令和5年9月5日	13.7
第17特定期間末 令和5年9月6日～令和6年3月5日	13.2
第18特定期間末 令和6年3月6日～令和6年9月5日	4.9
第19特定期間末 令和6年9月6日～令和7年3月5日	7.4

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間末 (平成27年10月1日～平成28年3月7日)	8,848,818,437	84,514,855	8,764,303,582

第2特定期間末 (平成28年3月8日～ 平成28年9月5日)	706,326,209	136,813,076	9,333,816,715
第3特定期間末 (平成28年9月6日～ 平成29年3月6日)	1,065,355,247	212,988,309	10,186,183,653
第4特定期間末 (平成29年3月7日～ 平成29年9月5日)	1,995,851,403	301,730,701	11,880,304,355
第5特定期間末 (平成29年9月6日～ 平成30年3月5日)	1,876,271,787	1,167,640,508	12,588,935,634
第6特定期間末 (平成30年3月6日～ 平成30年9月5日)	1,311,937,041	755,750,285	13,145,122,390
第7特定期間末 (平成30年9月6日～ 平成31年3月5日)	405,851,020	802,880,931	12,748,092,479
第8特定期間末 (平成31年3月6日～ 令和1年9月5日)	272,620,505	852,609,439	12,168,103,545
第9特定期間末 (令和1年9月6日～ 令和2年3月5日)	230,828,339	1,043,357,950	11,355,573,934
第10特定期間末 (令和2年3月6日～ 令和2年9月7日)	848,941,868	479,786,214	11,724,729,588
第11特定期間末 (令和2年9月8日～ 令和3年3月5日)	168,315,881	638,965,167	11,254,080,302
第12特定期間末 (令和3年3月6日～ 令和3年9月6日)	714,965,538	617,739,540	11,351,306,300
第13特定期間末 (令和3年9月7日～ 令和4年3月7日)	658,997,558	513,118,376	11,497,185,482
第14特定期間末 (令和4年3月8日～ 令和4年9月5日)	360,471,193	426,637,985	11,431,018,690
第15特定期間末 (令和4年9月6日～ 令和5年3月6日)	148,233,929	388,241,915	11,191,010,704
第16特定期間末 (令和5年3月7日～ 令和5年9月5日)	238,111,525	583,780,706	10,845,341,523

第17特定期間末 (令和5年9月6日～ 令和6年3月5日)	100,864,137	748,884,817	10,197,320,843
第18特定期間末 (令和6年3月6日～ 令和6年9月5日)	103,008,689	455,258,829	9,845,070,703
第19特定期間末 (令和6年9月6日～ 令和7年3月5日)	155,034,781	438,729,517	9,561,375,967

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

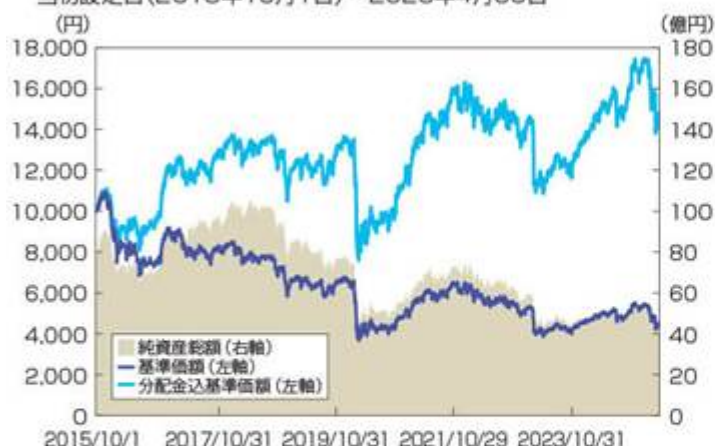
（参考情報）

（2025年4月30日現在）

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2015年10月1日)～2025年4月30日



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと表示しています。

● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	4,539円
純資産総額	4,319百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年 4 月	30円
2025年 3 月	35円
2025年 2 月	40円
2025年 1 月	40円
2024年12月	40円
直近1年間累計	420円
設定来累計	8,015円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
UBS・米国銀行株式・ストラテジーファンド	84.16%
カレラ マネーボール マザーファンド	0.23%
現金・その他	15.62%
合 計	100.00%

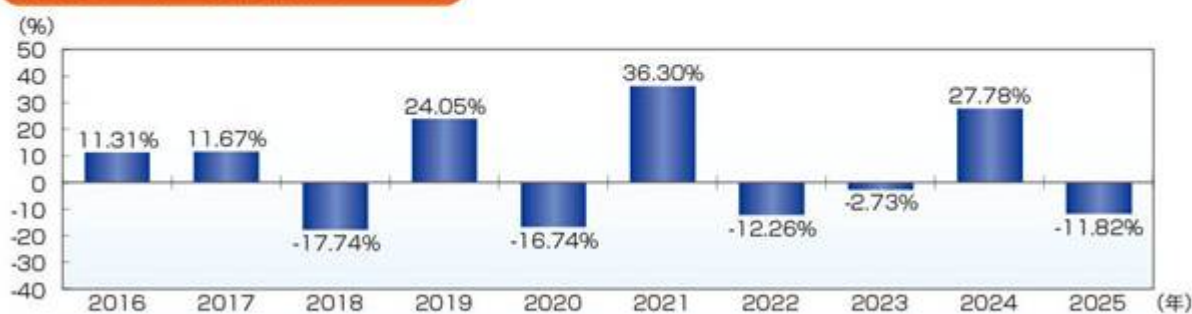
● 実質的な組入上位10銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	米国	7.1%
2	ウェルズ・ファーゴ	米国	6.9%
3	ゴールドマン・サックス・グループ	米国	6.8%
4	モルガン・スタンレー	米国	6.8%
5	バンク・オブ・アメリカ	米国	6.7%
6	キャピタル・ワン・ファイナンシャル	米国	3.6%
7	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米国	3.5%
8	ステート・ストリート	米国	3.4%
9	M&Tバンク	米国	3.4%
10	U.S.バンコープ	米国	3.3%

*実質的な組入上位10銘柄は、2025年4月28日(現地時間)のもので、当ファンドでは2025年4月30日の基準価額に反映されます。

*実質的な組入上位10銘柄の組入比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2025年は1月1日から4月30日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

(略)

運用報告書

<訂正前>

- イ．委託会社は、6ヵ月ごと（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- ロ．委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。
- ハ．上記ロ．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(略)

<訂正後>

- イ．委託会社は、6ヵ月ごと（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- ロ．委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。
- ハ．上記ロ．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第19特定期間は、令和6年9月6日から令和7年3月5日までといたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19特定期間（令和6年9月6日から令和7年3月5日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (令和6年9月5日現在)	当特定期間 (令和7年3月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	662,089,025	680,347,785
投資信託受益証券	4,080,747,205	4,059,129,215
親投資信託受益証券	9,894,248	9,900,230
未収利息	1,995	4,659
流動資産合計	4,752,732,473	4,749,381,889
資産合計	4,752,732,473	4,749,381,889
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	34,457,747	33,464,815
未払解約金	284,074	13,674,834
未払受託者報酬	127,913	124,136
未払委託者報酬	6,263,324	6,078,366
その他未払費用	321,953	321,369
流動負債合計	41,455,011	53,663,520
負債合計	41,455,011	53,663,520
純資産の部		
元本等		
元本	9,845,070,703	9,561,375,967
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	5,133,793,241	4,865,657,598
(分配準備積立金)	5,461,582,267	5,640,978,750
元本等合計	4,711,277,462	4,695,718,369
純資産合計	4,711,277,462	4,695,718,369
負債純資産合計	4,752,732,473	4,749,381,889

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間		当特定期間	
	自 至	令和 6 年 3 月 6 日 令和 6 年 9 月 5 日	自 至	令和 6 年 9 月 6 日 令和 7 年 3 月 5 日
営業収益				
受取配当金		591,502,068		681,874,442
受取利息		22,100		412,778
有価証券売買等損益		310,527,100		291,612,008
営業収益合計		280,997,068		390,675,212
営業費用				
受託者報酬		792,145		794,144
委託者報酬		38,787,348		38,885,519
その他費用		1,977,034		1,970,730
営業費用合計		41,556,527		41,650,393
営業利益又は営業損失（ ）		239,440,541		349,024,819
経常利益又は経常損失（ ）		239,440,541		349,024,819
当期純利益又は当期純損失（ ）		239,440,541		349,024,819
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（ ）		2,778,603		3,033,023
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,367,980,762		5,133,793,241
剰余金増加額又は欠損金減少額		235,231,521		217,578,615
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		235,231,521		217,578,615
剰余金減少額又は欠損金増加額		53,298,285		73,620,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		53,298,285		73,620,771
分配金		184,407,653		221,813,997
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,133,793,241		4,865,657,598

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月6日から翌月5日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当特定期間は令和6年9月6日から令和7年3月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間 (令和6年9月5日現在)	当特定期間 (令和7年3月5日現在)
1. 期首元本額	10,197,320,843円	9,845,070,703円
期中追加設定元本額	103,008,689円	155,034,781円
期中一部解約元本額	455,258,829円	438,729,517円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	5,133,793,241円	4,865,657,598円
3. 当該計算期間末日における受益権の総数	9,845,070,703口	9,561,375,967口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 令和6年3月6日 至 令和6年9月5日	当特定期間 自 令和6年9月6日 至 令和7年3月5日
分配金の計算過程 第103期 令和6年3月6日 令和6年4月5日 A 費用控除後の配当等収益額 82,902,338円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,733,108,572円 D 分配準備積立金額 5,277,048,623円 E 当ファンドの分配対象収益額 7,093,059,533円 F 当ファンドの期末残存口数 10,125,702,906口 G 10,000口当たり収益分配対象額 7,004円 H 10,000口当たり分配金額 25円 I 収益分配金金額 25,314,257円 第104期 令和6年4月6日 令和6年5月7日 A 費用控除後の配当等収益額 101,730,924円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,730,282,902円 D 分配準備積立金額 5,305,509,025円 E 当ファンドの分配対象収益額 7,137,522,851円 F 当ファンドの期末残存口数 10,079,813,633口 G 10,000口当たり収益分配対象額 7,080円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 30,239,440円	分配金の計算過程 第109期 令和6年9月6日 令和6年10月7日 A 費用控除後の配当等収益額 99,871,744円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,712,823,662円 D 分配準備積立金額 5,385,857,899円 E 当ファンドの分配対象収益額 7,198,553,305円 F 当ファンドの期末残存口数 9,727,538,631口 G 10,000口当たり収益分配対象額 7,400円 H 10,000口当たり分配金額 35円 I 収益分配金金額 34,046,385円 第110期 令和6年10月8日 令和6年11月5日 A 費用控除後の配当等収益額 119,748,468円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,717,951,617円 D 分配準備積立金額 5,414,558,271円 E 当ファンドの分配対象収益額 7,252,258,356円 F 当ファンドの期末残存口数 9,683,908,583口 G 10,000口当たり収益分配対象額 7,488円 H 10,000口当たり分配金額 40円 I 収益分配金金額 38,735,634円

第105期 令和6年5月8日 令和6年6月5日		第111期 令和6年11月6日 令和6年12月5日	
A 費用控除後の配当等収益額	96,330,288円	A 費用控除後の配当等収益額	118,114,986円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,721,241,665円	C 収益調整金額	1,727,296,759円
D 分配準備積立金額	5,322,228,459円	D 分配準備積立金額	5,463,667,161円
E 当ファンドの分配対象収益額	7,139,800,412円	E 当ファンドの分配対象収益額	7,309,078,906円
F 当ファンドの期末残存口数	9,989,074,848口	F 当ファンドの期末残存口数	9,653,321,416口
G 10,000口当たり収益分配対象額	7,147円	G 10,000口当たり収益分配対象額	7,571円
H 10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額	40円
I 収益分配金金額	29,967,224円	I 収益分配金金額	38,613,285円
第106期 令和6年6月6日 令和6年7月5日		第112期 令和6年12月6日 令和7年1月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	83,987,870円	A 費用控除後の配当等収益額	100,182,517円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,729,384,250円	C 収益調整金額	1,726,995,180円
D 分配準備積立金額	5,343,730,268円	D 分配準備積立金額	5,520,095,840円
E 当ファンドの分配対象収益額	7,157,102,388円	E 当ファンドの分配対象収益額	7,347,273,537円
F 当ファンドの期末残存口数	9,937,295,020口	F 当ファンドの期末残存口数	9,622,206,246口
G 10,000口当たり収益分配対象額	7,202円	G 10,000口当たり収益分配対象額	7,635円
H 10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額	40円
I 収益分配金金額	29,811,885円	I 収益分配金金額	38,488,824円
第107期 令和6年7月6日 令和6年8月5日		第113期 令和7年1月7日 令和7年2月5日	
A 費用控除後の配当等収益額	95,071,036円	A 費用控除後の配当等収益額	102,515,029円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,724,732,819円	C 収益調整金額	1,763,725,273円
D 分配準備積立金額	5,369,144,587円	D 分配準備積立金額	5,541,157,619円
E 当ファンドの分配対象収益額	7,188,948,442円	E 当ファンドの分配対象収益額	7,407,397,921円
F 当ファンドの期末残存口数	9,890,600,057口	F 当ファンドの期末残存口数	9,616,263,542口
G 10,000口当たり収益分配対象額	7,268円	G 10,000口当たり収益分配対象額	7,702円
H 10,000口当たり分配金額	35円	H 10,000口当たり分配金額	40円
I 収益分配金金額	34,617,100円	I 収益分配金金額	38,465,054円
第108期 令和6年8月6日 令和6年9月5日		第114期 令和7年2月6日 令和7年3月5日	
A 費用控除後の配当等収益額	97,241,037円	A 費用控除後の配当等収益額	108,725,126円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,722,676,669円	C 収益調整金額	1,761,283,854円
D 分配準備積立金額	5,398,798,977円	D 分配準備積立金額	5,565,718,439円
E 当ファンドの分配対象収益額	7,218,716,683円	E 当ファンドの分配対象収益額	7,435,727,419円
F 当ファンドの期末残存口数	9,845,070,703口	F 当ファンドの期末残存口数	9,561,375,967口
G 10,000口当たり収益分配対象額	7,332円	G 10,000口当たり収益分配対象額	7,776円
H 10,000口当たり分配金額	35円	H 10,000口当たり分配金額	35円
I 収益分配金金額	34,457,747円	I 収益分配金金額	33,464,815円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前特定期間 自 令和6年3月6日 至 令和6年9月5日	当特定期間 自 令和6年9月6日 至 令和7年3月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前特定期間 (令和6年9月5日現在)	当特定期間 (令和7年3月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間(自 2024年 3 月 6 日 至 2024年 9 月 5 日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	38,968,402
親投資信託受益証券	997
合計	38,969,399

当特定期間(自 2024年 9 月 6 日 至 2025年 3 月 5 日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	527,505,894
親投資信託受益証券	1,994
合計	527,503,900

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前特定期間 （令和 6 年 9 月 5 日現在）		当特定期間 （令和 7 年 3 月 5 日現在）	
1口当たり純資産額	0.4785円	1口当たり純資産額	0.4911円
（1万口当たり純資産額）	（4,785円）	（1万口当たり純資産額）	（4,911円）

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券（令和7年3月5日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	U B S ・ 米国銀行株式 ・ ストラ テジーファンド	3,298,197.998	4,059,129,215	
	合計	銘柄数：1 組入時価比率：86.4%	3,298,197.998	4,059,129,215 99.8%	
	合計			4,059,129,215	
親投資信託受益証券	日本円	カレラ マネープール マザー ファンド	9,971,025	9,900,230	
	合計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	9,971,025	9,900,230 0.2%	
	合計			9,900,230	
合計				4,069,029,445	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＵＢＳ・米国銀行株式・ストラテジーファンド」および「カレラ マネープール マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」は該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「ＵＢＳ・米国銀行株式・ストラテジーファンド」の状況

ＵＢＳ・米国銀行株式・ストラテジーファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表等は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

（１）財政状態計算書（2024年9月末現在）

	2024年9月30日 日本円	2023年9月30日 日本円
資産		
流動資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3,893,187,364	3,885,653,098
現金及び現金同等物	157,257,610	86,953,081
担保として差し入れられた現金	38,621,084	
未収配当金	6,090,740	9,548,162
資産合計	4,095,156,798	3,982,154,341
資本		
シリーズトラストの株式保有者に帰属する		
資本金及び剰余金		
資本金	4,952,206,177	4,884,143,553
累積損失	(920,681,314)	(920,681,314)
資本合計	4,031,524,863	3,963,462,239
負債		
流動負債		
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	55,200,307	9,890,116
未払費用	8,431,628	8,801,986
負債合計	63,631,935	18,692,102
資本及び負債合計	4,095,156,798	3,982,154,341

(2) 包括利益計算書（2024年9月末現在）

	2024年9月30日 終了会計年度 日本円	2023年9月30日 終了会計年度 日本円
収益		
配当収入	145,670,574	161,054,895
純外国為替差損	(6,591,596)	(4,833,625)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び 金融負債に係る公正価値のその他の純変動額	996,624,654	(700,114,994)
純投資利益 / (損失)	1,135,703,632	(543,893,724)
費用		
受託報酬	2,250,271	2,376,639
事務管理及び名義書換代理人報酬	13,385,397	12,660,687
保管報酬	3,074,964	2,673,485
投資運用報酬	8,425,808	8,931,026
管理報酬	4,423,560	4,688,795
取引手数料	198,410	657,228
担保代理人手数料	698,207	614,139
スワップ関連手数料	7,161,943	7,591,375
その他の営業費用	4,986,165	5,304,140
営業費用合計	44,604,725	45,497,514
税引前利益 / (損失)	1,091,098,907	(589,391,238)
源泉税	(43,701,176)	(48,316,475)
税引後利益 / (損失)	1,047,397,731	(637,707,713)
包括利益 / (損失)合計	1,047,397,731	(637,707,713)

（３）持分変動計算書（2024年9月末現在）

	資本金 日本円	累積損失 日本円	資本合計 日本円
2022年9月30日現在	5,560,469,831	(282,973,601)	5,277,496,230
当期包括利益合計	-	(637,707,713)	(637,707,713)
受益者への分配金	(1,676,326,278)	-	(1,676,326,278)
受益証券の発行による受取代金	1,000,000,000	-	1,000,000,000
2023年9月30日現在	4,884,143,553	(920,681,314)	3,963,462,239
2023年9月30日現在	4,884,143,553	(920,681,314)	3,963,462,239
当期包括利益合計	-	1,047,397,731	1,047,397,731
受益者への分配金	(131,937,376)	(1,047,397,731)	(1,179,335,107)
受益証券の発行による受取代金	200,000,000	-	200,000,000
2024年9月30日現在	4,952,206,177	(920,681,314)	4,031,524,863

（４）投資有価証券明細表（2024年9月末現在）

以下の表は、2024年9月30日時点におけるシリーズトラストにより保有されている投資有価証券の集中の状況を示している。

	公正価値 日本円	公正価値で評価 された純資産に 対する割合 (%)
金融資産		
外国為替売建コールオプション・スワップへの 投資	5,645,674	0.14
上場株式	3,887,541,690	96.43
	3,893,187,364	96.57
金融負債		
株式売建コールオプション・スワップへの投資	(55,200,307)	(1.37)
外国為替売建コールオプション・スワップへの 投資	-	-

以下の表は、2023年9月30日時点におけるシリーズトラストにより保有されている投資有価証券の集中の状況を示している。

	公正価値 日本円	公正価値で評価 された純資産に 対する割合 (%)
金融資産		
上場株式	3,842,664,279	96.95
株式売建コールオプション・スワップへの 投資	42,988,819	1.08
	3,885,653,098	98.03
金融負債		
外国為替売建コールオプション・スワップへの 投資	(9,890,116)	(0.25)

市場価格が5%(2023年：5%)上昇した場合、買戻し可能受益証券の保有者に帰属するシリーズトラストの純資産は117,469,092円(2023年：168,766,442円)増加する。一方、市場価格が5%(2023年：5%)下落した場合、買戻し可能受益証券の保有者に帰属するシリーズトラストの純資産は117,469,092円(2023年：176,821,032円)減少する。

管理会社は、売建コールオプション・スワップと上場株式への投資に係わる集中リスクを日々監視している。シリーズトラストのコールオプション・スワップと上場株式は、以下の業種に集中している。

	2024年9月30日 投資総額に占める割合(%)
上場株式への投資	
銀行	97.25
各種金融サービス	4.04
売建コールオプション・スワップへの投資	
その他	(1.29)
	100.00
	2023年9月30日 投資総額に占める割合(%)
上場株式への投資	
銀行	97.76
各種金融サービス	1.39
売建コールオプション・スワップへの投資	
その他	0.85
	100.00

財政状態計算書日現在、保管銀行および売建コールオプション・スワップのカウンターパーティへのエクスポージャーは、保有投資有価証券のそれぞれ101.29%(2023年9月30日：99.15%)および(1.29)%(2023年9月30日：0.85%)であった。

以下の表は、売建コールオプション・スワップにおける業種の集中を示している。

	名目元本 日本円 2024年 9月30日	公正価値 日本円 2024年 9月30日	名目元本 日本円 2023年 9月30日	公正価値 日本円 2023年 9月30日
株式コール オプション*				
銀行	1,844,277,926	(50,759,030)	1,940,423,916	41,313,111
各種金融サービス	73,954,064	(4,441,277)	72,684,823	1,675,708
外国為替コール オプション				
	2,298,532,828	5,645,674	2,349,226,235	(9,890,116)
	4,216,764,818	(49,554,633)	4,362,334,974	33,098,703

* 対象株式のエクスポージャーに基づき、業種別に分類されている単一株式オプションを表している。

2024年9月30日現在、以下の資本性金融商品の各発行体に対するエクスポージャーは買戻し可能受益証券の保有者に帰属する純資産の5%を超えていた。

	2024年9月30日 純資産に占める割合（％）
投資有価証券	
Goldman Sachs Group Inc	7.68%
Morgan Stanley	7.53%
JPMorgan Chase & Co	7.36%
Bank Of America Corp	7.02%
Wells Fargo & Co	6.67%
	2023年9月30日 純資産に占める割合（％）
投資有価証券	
JPMorgan Chase & Co	8.08%
Wells Fargo & Co	7.76%
Morgan Stanley	7.56%
Goldman Sachs Group Inc	7.55%
Bank Of America Corp	7.45%

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。

2024年9月30日および2023年9月30日現在、シリーズトラストは有利子の債券に投資していないため、金利リスクに晒される程度は最小限に抑えられている。金利変動リスクに晒されているその他の金融資産としては、短期金利で投資されているか、または定期預金に預けられている現金および現金同等物が挙げられる。

「カレラ マネープール マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(令和 6 年 9 月 5 日現在)	(令和 7 年 3 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,568,189	51,603,041
未収利息	155	353
流動資産合計	51,568,344	51,603,394
資産合計	51,568,344	51,603,394
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	51,970,693	51,970,693
剰余金		
剰余金又は欠損金 ()	402,349	367,299
元本等合計	51,568,344	51,603,394
純資産合計	51,568,344	51,603,394
負債純資産合計	51,568,344	51,603,394

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和 6 年 9 月 6 日 至 令和 7 年 3 月 5 日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 6 年 9 月 5 日現在)	(令和 7 年 3 月 5 日現在)
1. 期首元本額	51,970,693円	51,970,693円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	402,349円	367,299円
3. 当該計算期間末日における受益権の総数	51,970,693口	51,970,693口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和 6 年 3 月 6 日 至 令和 6 年 9 月 5 日	自 令和 6 年 9 月 6 日 至 令和 7 年 3 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係る リスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 6 年 9 月 5 日現在)	(令和 7 年 3 月 5 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価 及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

（令和6年9月5日現在）		（令和7年3月5日現在）	
1口当たり純資産額	0.9923円	1口当たり純資産額	0.9929円
（1万口当たり純資産額）	（9,923円）	（1万口当たり純資産額）	（9,929円）

（元本の移動）

（単位：円）

区分	自 令和6年3月6日 至 令和6年9月5日	自 令和6年9月6日 至 令和7年3月5日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	令和6年3月6日	令和6年9月6日
期首元本額	51,970,693円	51,970,693円
期末元本額	51,970,693円	51,970,693円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
元本の内訳		
3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	13,977,022円	13,977,022円
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	9,971,025円	9,971,025円
3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	9,971,025円	9,971,025円
テキサス州株式ファンド	2,299,852円	2,299,852円
3つの財布 欧州リートファンド	11,051,457円	11,051,457円
オーストラリアリートファンド（毎月分配型）	4,700,312円	4,700,312円

（注） は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）」

（2025年4月30日現在）

資産総額	4,324,135,795円
負債総額	4,899,905円
純資産総額（ - ）	4,319,235,890円
発行済口数	9,516,776,749口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4539円

<参考>

「カレラ マネーブール マザーファンド」

純資産額計算書

（2025年4月30日現在）

資産総額	51,623,167円
負債総額	-円
純資産総額（ - ）	51,623,167円
発行済口数	51,970,693口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9933円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（1）資本金等（2025年4月末日現在）

資本金の額

1億6,240万円

会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

発行済株式総数

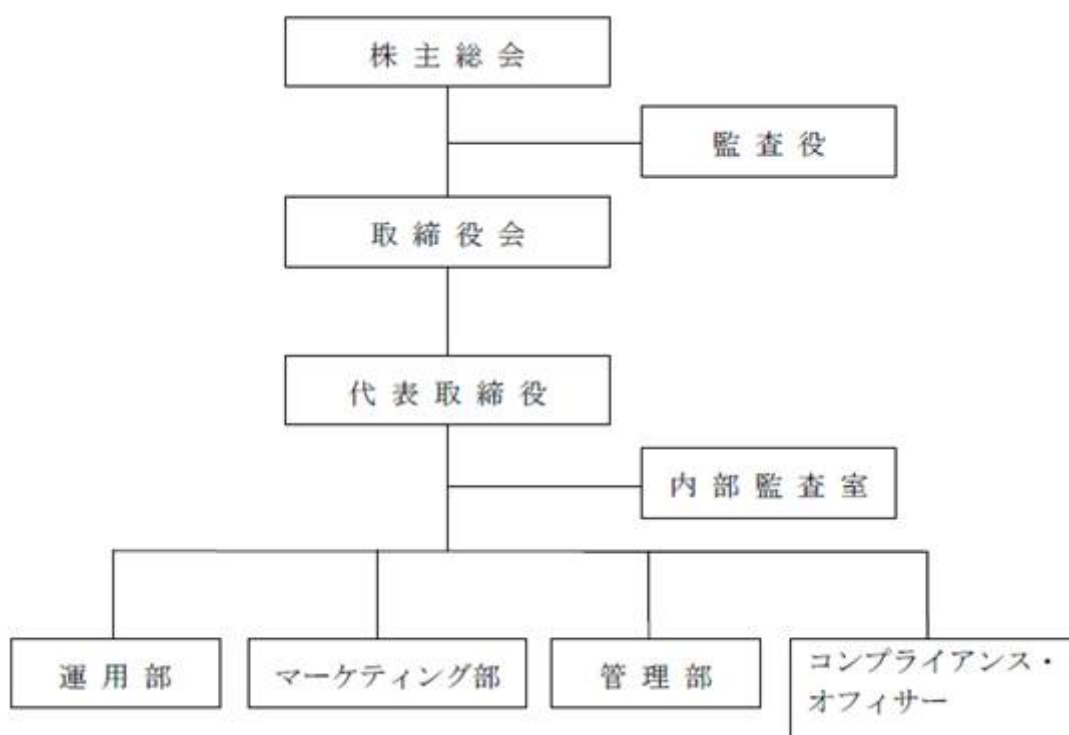
790株（普通株式）

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図

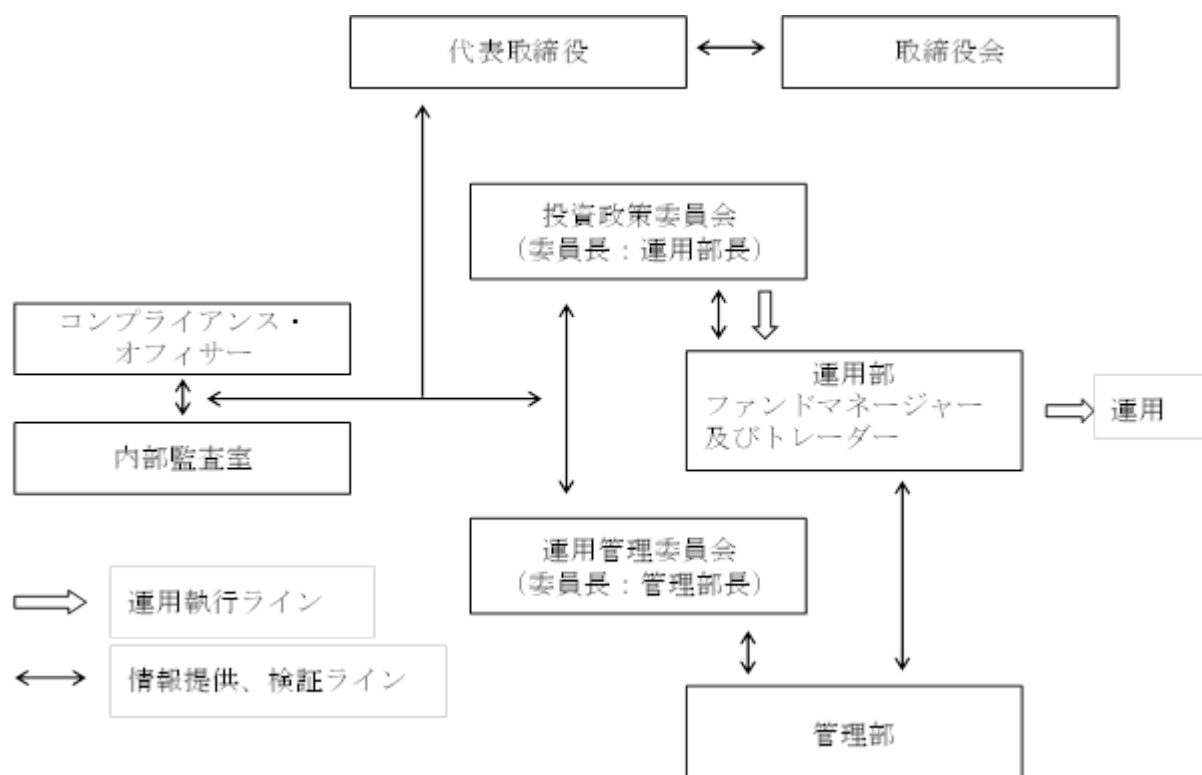


（注）上記組織は、2025年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2025年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2025年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	33本	71,717百万円
合計			33本	71,717百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- (1) 当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (3) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第12期 (令和 5 年 3 月31日現在)		第13期 (令和 6 年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			648,595		714,493
2 立替金			-		-
3 前払費用			2,583		2,146
4 未収委託者報酬			80,078		97,469
5 未収入金			30,733		28,152
6 未収投資助言報酬			141		135
7 未収還付法人税等			-		-
流動資産合計			762,132		842,397
固定資産	1				
1 有形固定資産			5,069		4,079
(1) 器具備品		5,069		4,079	
2 無形固定資産			2,908		1,739
(1) ソフトウェア		2,908		1,739	
3 投資その他の資産			3,842		4,581
(1) 繰延税金資産		3,842		4,581	
固定資産合計			11,820		10,400
資産合計			773,952		852,797

		第12期 (令和5年3月31日現在)		第13期 (令和6年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			99,136		111,840
(1) 未払手数料	2	47,482		61,941	
(2) その他未払金		51,653		49,899	
2 未払法人税等			6,992		26,274
3 未払消費税等			3,064		9,147
4 賞与引当金			4,930		5,300
流動負債合計			114,123		152,561
固定負債					
1 退職給付引当金			1,013		843
固定負債合計			1,013		843
負債合計			115,136		153,404
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			334,016		374,592
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		334,016		374,592	
株主資本合計			658,816		699,392
純資産合計			658,816		699,392
負債及び純資産合計			773,952		852,797

(2) 【損益計算書】

		第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)		第13期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			714,090		831,711
2 投資助言報酬			1,792		1,744
営業収益合計			715,883		833,456
営業費用					
1 支払手数料	1		459,189		535,266
2 委託計算費			34,292		36,321
3 広告宣伝費					
4 調査費			11,822		12,678
5 営業雑経費			13,689		9,142
(1) 通信費		3,063		2,853	
(2) 協会費		1,353		1,336	
(3) 印刷費		9,271		4,952	
営業費用合計			518,993		593,409
一般管理費					
1 給料			101,360		102,583
(1) 役員報酬		12,348		12,440	
(2) 給料・手当		71,969		67,728	
(3) 賞与		4,559		9,611	
(4) 法定福利費		12,482		12,802	
2 旅費交通費			2,668		2,854
3 不動産賃借料			15,681		15,681
4 業務委託費			3,403		2,755
5 賞与引当金繰入			4,930		5,300
6 退職給付引当金繰入			1,495		1,041
7 租税公課			3,667		4,265
8 減価償却費	2		2,098		2,434
9 その他一般管理費			4,156		1,764
一般管理費合計			139,824		138,679
営業利益			57,065		101,366

		第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)		第13期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取利息			0		0
2 雑収入			25		-
3 賞与引当金戻入			151		-
営業外収益合計			178		0
経常利益			57,244		101,367
税引前当期純利益			57,244		101,367
法人税、住民税及び事業税			18,367		33,090
法人税等調整額			457		738
当期純利益			38,418		69,016

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	第13期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
区分	金額(千円)	金額(千円)
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	333,517	334,016
当事業年度中の変動額		
当期純利益	38,418	69,016
剰余金の配当	37,920	28,440
当事業年度中の変動額合計	498	40,576
当期末残高	334,016	374,592

	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	第13期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	333,517	334,016
当事業年度中の変動額		
当期純利益	38,418	69,016
剰余金の配当	37,920	28,440
当事業年度中の変動額合計	498	40,576
当期末残高	334,016	374,592
株主資本合計		
当期首残高	658,317	658,816
当事業年度中の変動額		
当期純利益	38,418	69,016
剰余金の配当	37,920	28,440
当事業年度中の変動額合計	498	40,576
当期末残高	658,816	699,392
純資産合計		
当期首残高	658,317	658,816
当事業年度中の変動額		
当期純利益	38,418	69,016
剰余金の配当	37,920	28,440
当事業年度中の変動額合計	498	40,576
当期末残高	658,816	699,392

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 (令和5年3月31日現在)	第13期 (令和6年3月31日現在)
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,545千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,936千円 2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料 37,920千円	1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 5,857千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 4,105千円 2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料 50,157千円

（損益計算書関係）

第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	第13期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 371,794千円 2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 2,098千円 有形固定資産減価償却費額 1,067千円 無形固定資産減価償却費額 1,031千円	1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 402,468千円 2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 2,434千円 有形固定資産減価償却費額 1,265千円 無形固定資産減価償却費額 1,169千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月13日 定時株主総会	普通株式	37,920	48,000	令和4年3月31日	令和4年6月14日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和5年6月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	利益剰余金	36,000	令和5年3月31日	令和5年6月20日

第13期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和5年6月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	36,000	令和5年3月31日	令和5年6月20日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和6年6月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	利益剰余金	57,000	令和6年3月31日	令和6年6月20日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期（令和5年3月31日現在）

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	648,595	648,595	-
（２）未収委託者報酬	80,078	80,078	-
（３）未収投資助言報酬	141	141	-
（４）未収入金	30,733	30,733	-
資産計	759,548	759,548	-
（５）未払金	(99,136)	(99,136)	-
未払手数料	(47,482)	(47,482)	-
その他未払金	(51,653)	(51,653)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第12期（令和5年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	-	648,595	-
（２）未収委託者報酬	-	80,078	-
（３）未収投資助言報酬	-	141	-
（４）未収入金	-	30,733	-
資産計		759,548	
（５）未払金	-	(99,136)	-
未払手数料	-	(47,482)	-
その他未払金	-	(51,653)	-

第13期（令和6年3月31日現在）

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	714,493	714,493	-
（２）未収委託者報酬	97,469	97,469	-
（３）未収投資助言報酬	135	135	-
（４）未収入金	28,152	28,152	-
資産計	840,250	840,250	-
（５）未払金	(111,840)	(111,840)	-
未払手数料	(61,941)	(61,941)	-
その他未払金	(49,899)	(49,899)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第13期（令和6年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	-	714,493	-
（２）未収委託者報酬	-	97,469	-
（３）未収投資助言報酬	-	135	-
（４）未収入金	-	28,152	-
資産計		840,250	
（５）未払金	-	(111,840)	-
未払手数料	-	(61,941)	-
その他未払金	-	(49,899)	-

（有価証券関係）

第12期（令和5年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第13期（令和6年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	第13期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳	繰延税金資産 貯蔵品 1,105 賞与引当金 1,509 未払金 201 未払事業税 710 退職給付引当金 310 一括償却資産 前払い費用 4 合計 3,842 評価性引当額 - 繰延税金資産合計 3,842	繰延税金資産 貯蔵品 906 賞与引当金 1,622 未払金 202 未払事業税 1,590 退職給付引当金 258 一括償却資産 前払い費用 1 合計 4,581 評価性引当額 - 繰延税金資産合計 4,581
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 30.62% （調整） 寄付金等永久に損金算入されない項目 0.93% 役員賞与等永久に損金算入されない項目 0.62% 住民税均等割額 0.51% その他 0.21% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.89%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,410	投資運用業
スイス株式ファンド	10,995	投資運用業
カレラ リートファンド	98,336	投資運用業
メキシコ株式ファンド	9,677	投資運用業
オランダ株式ファンド	23,999	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	9,932	投資運用業
ロシア株式ファンド	2,896	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	15,601	投資運用業
イタリア株式ファンド	8,903	投資運用業
フランス株式ファンド	13,886	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	46,006	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	43,756	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,995	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	44,207	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	86,866	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,953	投資運用業

フィリピン株式ファンド	2,796	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	3,745	投資運用業
オーストラリアリートファンド	32,420	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	9,948	投資運用業
中欧株式ファンド	5,772	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,728	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,050	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	32,131	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	6,228	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	21,710	投資運用業
ブラジル株式ファンド	11,328	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	25,272	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	34,497	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	15,041	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	15,737	投資運用業
インド株式ファンド	8,254	投資運用業

セグメント情報

第13期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第13期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	18,290	投資運用業
スイス株式ファンド	11,018	投資運用業
カレラ Jリートファンド	96,474	投資運用業
メキシコ株式ファンド	12,357	投資運用業
オランダ株式ファンド	24,859	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	1,898	投資運用業
ロシア株式ファンド	336	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	17,350	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,150	投資運用業
フランス株式ファンド	15,653	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	42,481	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	44,190	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	4,854	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	40,523	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	65,624	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,542	投資運用業

フィリピン株式ファンド	5,304	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	7,818	投資運用業
オーストラリアリートファンド	29,194	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	10,206	投資運用業
中欧株式ファンド	10,968	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	27,704	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,672	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	40,093	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	5,358	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	19,921	投資運用業
ブラジル株式ファンド	9,297	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	27,194	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	38,025	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	30,523	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	60,037	投資運用業
インド株式ファンド	49,307	投資運用業
グローバル食料株ファンド	30,234	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	2,238	投資運用業

（関連当事者との取引）

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	371,794	未払手数料	37,920

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

第13期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	402,468	未払手数料	50,157

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第12期 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)	第13期 (自 令和５年４月１日 至 令和６年３月31日)
１株当たり純資産額	833,944円56銭	885,307円22銭
１株当たり当期純利益	48,631円46銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	87,362円66銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） １株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第12期 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)	第13期 (自 令和５年４月１日 至 令和６年３月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	658,816	699,392
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	658,816	699,392
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注） １株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第12期 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)	第13期 (自 令和５年４月１日 至 令和６年３月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	38,418	69,016
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	38,418	69,016
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (令和 6 年 9 月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			716,939
2 前払費用			1,553
3 未収委託者報酬			108,843
4 未収投資助言報酬			130
5 未収入金			29,538
流動資産合計			857,006
固定資産	1		
1 有形固定資産			4,121
(1) 器具備品		4,121	
2 無形固定資産			1,351
(1) ソフトウェア		1,351	
3 投資その他の資産			4,651
(1) 繰延税金資産		4,651	
固定資産合計			10,124
資産合計			867,131

		当中間会計期間末 (令和6年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			108,028
(1) 未払手数料	2	65,110	
(2) その他未払金		42,918	
2 未払法人税等			29,840
3 未払消費税等			8,875
4 賞与引当金			5,300
流動負債合計			152,043
固定負債			
1 退職給付引当金			877
固定負債合計			877
負債合計			152,921
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			162,400
2 資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3 利益剰余金			389,409
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		389,409	
株主資本合計			714,209
純資産合計			714,209
負債及び純資産合計			867,131

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			495,769
2 投資助言報酬	1		856
営業収益合計			496,626
営業費用			
1 支払手数料	2		313,355
2 委託計算費			18,955
3 調査費			7,423
4 営業雑経費			5,196
(1) 通信費		1,714	
(2) 協会費		891	
(3) 印刷費		2,589	
営業費用合計			344,931
一般管理費			
1 給料			43,813
(1) 役員報酬		6,438	
(2) 給料・手当		31,745	
(3) 法定福利費		5,629	
2 旅費交通費			1,248
3 不動産賃借料			7,840
4 業務委託費			1,364
5 賞与引当繰入			5,300
6 退職給付引当金繰入			443
7 租税公課			2,558
8 減価償却費	3		942
9 その他一般管理費			1,107
一般管理費合計			64,618
営業利益			87,077

		当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			5
2 雑収入			49
営業外収益合計			55
経常利益			87,132
税引前中間純利益			87,132
法人税、住民税及び事業税			27,355
法人税等調整額			-70
中間純利益			59,847

(3) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
区分	金額(千円)
株主資本	
資本金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	374,592
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	59,847
剰余金の配当	-45,030
当中間会計期間の変動額合計	14,817
当中間会計期間末残高	389,409

	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
区分	金額（千円）
利益剰余金合計	
当期首残高	374,592
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	59,847
剰余金の配当	-45,030
剰余金の配当当中間会計期間の変動額合計	14,817
当中間会計期間末残高	389,409
株主資本合計	
当期首残高	699,392
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	59,847
剰余金の配当	-45,030
当中間会計期間の変動額合計	14,817
当中間会計期間末残高	714,209
純資産合計	
当期首残高	699,392
当中間会計期間純利益	59,847
剰余金の配当	-45,030
当中間会計期間の変動額合計	14,817
当中間会計期間末残高	714,209

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	6,284千円
無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	4,493千円
2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。	
（流動負債）	
未払手数料	52,624千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	
1. 営業収益の投資助言報酬は、平成27年6月15日に業務の種別に係る変更登録につき、投資助言・代理業の追加を行い計上するものであります。	
2. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。	
支払手数料	230,459千円
3. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
減価償却費額	942千円
有形固定資産減価償却費額	554千円
無形固定資産減価償却費額	387千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月30日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

２．配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和 6 年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	57,000	令和 6 年 3 月31日	令和 6 年 6 月19日

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(令和6年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	716,939	716,939	-
（２）未収委託者報酬	108,843	108,843	-
（３）未収投資助言報酬	130	130	-
（４）未収入金	29,538	29,538	-
資産計	855,452	855,452	-
（５）未払金	(108,028)	(108,028)	-
未払手数料	(65,110)	(65,110)	-
その他未払金	(42,918)	(42,918)	-
負債計	(108,028)	(108,028)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
（１）現金及び預金	-	716,939	-
（２）未収委託者報酬	-	108,843	-
（３）未収投資助言報酬	-	130	-
（４）未収入金	-	29,538	-
資産計		855,452	
（５）未払金	-	(108,028)	-
未払手数料	-	(65,110)	-
その他未払金	-	(42,918)	-

（有価証券関係）

当中間会計期間末(令和 6 年 9 月30日)

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月30日)
1 繰延税金資産の発生の主たる原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品 924 賞与引当金 1,622 未払金 33 未払事業税 1,751 退職給付引当金 268 前払費用 0 一括償却資産 50 合計 4,651 評価性引当額 0 合計 4,651 繰延税金資産合計 4,651
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	9,062	投資運用業
スイス株式ファンド	5,872	投資運用業
カレラ Jリートファンド	48,842	投資運用業
メキシコ株式ファンド	7,154	投資運用業
オランダ株式ファンド	13,753	投資運用業
ロシア株式ファンド	151	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	10,210	投資運用業
イタリア株式ファンド	6,517	投資運用業
フランス株式ファンド	8,468	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	24,372	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	23,728	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	2,414	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	21,300	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	35,299	投資運用業
テキサス州株式ファンド	7,146	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,993	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	6,870	投資運用業
オーストラリアリートファンド	15,288	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	5,452	投資運用業
中欧株式ファンド	7,891	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	15,365	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	3,623	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	26,185	投資運用業

ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	4,032	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	8,698	投資運用業
ブラジル株式ファンド	4,486	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	15,251	投資運用業
カレラＢＥＶ関連株ファンド	16,284	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	17,286	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	42,484	投資運用業
インド株式ファンド	37,299	投資運用業
グローバル食料株ファンド	19,002	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	20,183	投資運用業
カナダ株式ファンド	2,798	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	904,063円03銭
1 株当たり当中間会計期間純利益	75,755円80銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	714,209
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	714,209
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

(注) 1 株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	59,847
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	59,847
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（2025年4月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 10,000百万円（2025年4月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500百万円	同上
三木証券株式会社	500百万円	同上
豊証券株式会社	2,540百万円	同上
株式会社SBI証券	54,323百万円	同上
楽天証券株式会社	19,495百万円	同上
山形證券株式会社	100百万円	同上

2025年6月5日現在

3【資本関係】

<訂正前>

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2024年10月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

<訂正後>

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2025年4月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

独立監査人の監査報告書

令和7年5月12日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）の令和6年9月6日から令和7年3月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）の令和7年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和6年6月3日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和6年11月11日

カレラアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

若槻 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和6年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。